

社会保険ひろしま

第864号

- 標準報酬月額を翌月から改定することができます
- 標準報酬月額に関する届出漏れはありませんか
- 個人番号または基礎年金番号の記入漏れにはご注意ください
- 出張相談所開設のご案内（9月）その他
- マイナンバーの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について
- 家計に優しいジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします
- 保険指導で新型コロナウイルス感染症を拡大させないために
～安心な空間と時間を守るためのお願い～
- 歯周病簡易検査事業を終了します



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年6月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,475	54,892
船舶所有者数		273	345
被保険者数	男性	516,451人	391,653人
	女性	316,884人	265,546人
	船員	3,229人	3,303人

日本年金機構からのお知らせ

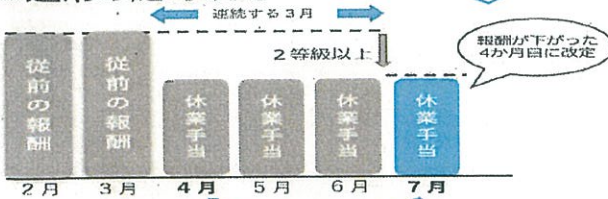
標準報酬月額を翌月から改定することができます

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した従業員の方で、令和2年4月から7月の間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定することができます。

例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

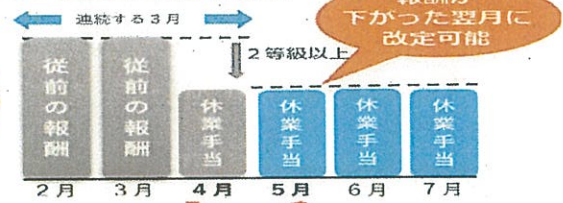
今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■通常の随時改定



特例

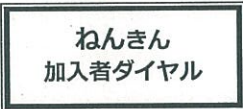
■今回の特例改定



※令和2年5月分から8月分の保険料が対象となります。

※管轄の年金事務所へ郵送（または窓口）による申請が必要となります。（事務センターへ郵送しないようご注意ください。）

※特例の概要や手続等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、ねんきん加入者ダイヤルをご利用下さい。



0570-007-123 (ナビダイヤル)
03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)
・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時



日本年金機構 特例改定

検索

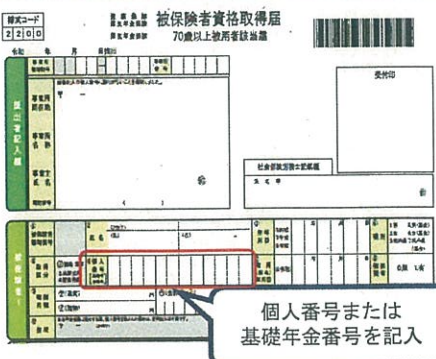
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>

標準報酬月額に関する届出漏れはありませんか

8月または9月の随時改定が予定されているため、算定基礎届の提出を行っていない被保険者につきまして、随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しなかった場合は、算定基礎届をご提出いただく必要があります。

まだ算定基礎届の提出がお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ速やかにご提出いただくようお願いいたします。

個人番号または基礎年金番号の記入漏れにご注意ください



新たに被保険者となる方を採用した際にご提出いただく「被保険者資格取得届／70歳以上被用者該当届」（以下「取得届」という。）は、本人確認のため、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号のいずれかを必ずご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

個人番号または基礎年金番号の記載がない場合には、事業主様あてに取得届を返送しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、個人番号を有していない短期在留外国人、海外居住者は、別途指定された書類により、本人確認を行います。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（9月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 (9/22は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	9月24日(木)	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2参照
竹原市	9月9日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (9/22は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (9/21は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	9月15日(火)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
世羅町	9月17日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	
庄原市	9月16日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係☎050-5812-1854、
芸北支所☎050-5812-2110、大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122で受け付けます。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島 県内の年金事務所への事前申し込みにより、 手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	9月9日(水) 13:00~15:00	
福山年金事務所	9月9日(水) 13:00~15:00	

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

マイナンバーの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について

協会けんぽでは、申請書にマイナンバーをご記入いただいた場合、本人確認書類をご提出いただいております。この度、マイナンバーの通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、**本人確認書類として使用できなくなりました**(通知カードに記載の氏名・住所等の情報に変更がない場合を除く)。本人確認書類については、下の表をご確認ください。

申請書にマイナンバーが必要になるのはどんなとき？	記入した場合の添付書類
1 被保険者(会社にお勤めのご本人)の市区町村民税が非課税で、 マイナンバーによる情報連携 を希望するとき	「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」+ 本人確認書類
2 保険証の記号・番号が不明のとき	「本人確認書類貼付台紙」+ 本人確認書類

マイナンバーによる情報連携とは	本人確認書類とは
マイナンバーを利用して、協会けんぽから自治体に所得(課税・非課税)の確認を行うことです。情報連携を行うことで、非課税証明書の添付を省略することができます。	マイナンバーを利用する際に、法律により提出が求められる書類です。本人確認書類には、「番号確認書類」と「身元確認書類」の2種類があり、それぞれ1点ずつの添付が必要です。

マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類	A 番号確認書類	B 身元確認書類
AとBのうちそれぞれ1点ずつ添付してください。	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面コピー 個人番号の通知カードのコピー (記載情報と現況に相違のないもの) 住民票(マイナンバーの記載のあるもの) 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード(個人番号カード)の表面コピー 運転免許証のコピー パスポートのコピー その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

※マイナンバーの通知カードとは、平成27年10月以降送付されたマイナンバーをお知らせする紙製のカードのことです。

家計に優しいジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品に変更した場合のお薬代の軽減見込額に関するお知らせをお送りしています。

対象となる方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※すべての加入者様に通知されるものではありません。

令和2年度に**2回**お知らせを送付します

1 回目のお知らせ ⇒ **令和2年8月頃**

2 回目のお知らせ ⇒ **令和3年2月頃**

加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です
また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は3～6割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。**



服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています

- 製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良** にがみ等を抑えた味に改良。



これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計(平成21年度から30年度まで)は、協会けんぽ全体で**約1,639億円(単純推計)**となりました。ご協力いただき、ありがとうございました。

※お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、右記までお知らせください。企画総務グループ ☎082-568-1014

保健指導で新型コロナウイルス感染症を拡大させないために ～安心な空間と時間を守るためのお願い～

健診の結果、メタボリックシンドロームの「予備群」又は、「該当」と判断された方に、特定保健指導のご案内をしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問させていただきます際に、以下のことにご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

協会けんぽが行うこと

- 保健指導者は、体温測定と体調確認を行ったうえで、訪問させていただきます。
- 面談前は、手洗い・手指消毒を行います。(手洗い場の使用についてご協力ください。)
- 距離(1～2m)を開けて、マスク着用のまま面談を行います。
- 人が入れ替わるたびにドアを開放し、定期的に換気を行います。
- 密着しないよう、パンフレット等を活用して説明します。
- 血圧や腹囲等の測定は行わず、ご自身で測っていただきます。

皆様をお願いしたいこと

- 面談前に、体温測定と体調確認を行ってください。発熱や自覚症状がある場合は、必ず、ご担当者様にご報告ください。
- 面談直前に、手洗い(もしくは手指消毒)を行ってください。
- 面談中は、マスクを着用してください(マスクはご自身でご用意ください)。
- ご自身の健診結果をお持ちください。
- その他、以下の**チェック項目のいずれか**に該当される場合は、ご担当者様にお申し出いただき、日程の調整等のご相談を行ってください。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



- いわゆる風邪症状が持続している
- 過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上)があった
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)である

歯周病簡易検査事業を終了いたします

協会けんぽ広島支部では、平成26年度より毎年多くの事業所様にて、歯周病簡易検査を実施してまいりました。しかしながら、事業所内で実施する現行の唾液による簡易検査は、新型コロナウイルス感染防止策を十分に講じることが出来ないため、昨年度をもって、やむなく終了することを決定いたしました。

なお、歯科医院においては、感染防止策を十分に講じたうえで歯周病検査を行っております。

歯周病は自覚症状がなく進行し、歯を失うだけでなく、糖尿病などの生活習慣病にかかるリスクを高める病気です。ぜひ、定期的な歯周病検査の受診をお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

